

重要事項説明書

(居宅介護支援)

居宅介護支援のサービスの提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

名 称	和 同 会
所 在 地	山口県宇部市大字際波字東河田287-1
法 人 種 別	医 療 法 人
代 表 者 職 名	理 事 長 高 橋 幹 治

2. ご利用の事業所

名 称	医療法人和同会 宇部西在宅総合支援センター
所 在 地	山口県宇部市大字際波字東河田287-1
管 理 者 の 氏 名	杉 本 早 苗
電 話 ・ F A X 番 号	Tel (0836)45-1222 ・ Fax (0836)45-1224
指 定 事 業 所 番 号	3570200794

3. 事業の目的と運営の方針

事 業 の 目 的	要介護または要支援状態にある高齢者に対する適正な指定居宅介護支援の提供を行うことを目的とします。
運 営 の 方 針	<p>① 要介護者などが自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の特性をふまえ、常に利用者の立場に立ち、要介護認定の申請などに係る援助及び適正な居宅サービス計画の作成などを行います。</p> <p>この計画などは、利用者のご希望に基づいて公正中立に行い、利用者は居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求められることができ、その事業所をケアプランに位置づけた理由を求められるものとします。</p> <p>② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p>

4. 秘密保持

秘 密 保 持	<p>① 正当な理由がない限り、利用者及び家族に対するサービスの提供にあたって知り得た秘密は漏らしません。また、従業員でなくなった後も、その秘密は漏らしません。</p> <p>② サービス担当者会議などにおいて、サービス計画の作成などのために限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ利用者及び利用者の家族の同意を得ます。</p>
---------	---

5. 職員の職種、人数及び職務体制

従 業 者 の 職 種	員 数	勤 務 形 態
管 理 者 (主任介護支援専門員)	1 名	8:30~17:30
介 護 支 援 専 門 員	4 名以上	8:30~17:30
事 務 職 員	1 名以上	8:30~17:30

6. 営業日 *但し、利用者の実情に応じ、下記の営業日及び営業時間を変更することがあります。

営業日	毎週月曜日から金曜日（祝祭日、盆、年末年始を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分（緊急時はこの限りではありません）

※当事業所は24時間連絡体制を取っています。

7. 居宅介護支援

種類	内容
要介護認定の申請代行	利用者及び家族の依頼により、当該市町村へ要介護認定申請書を申請代行します。
サービス計画の立案作成	要介護者などが、自立した生活が営めるよう、その心身の特性をふまえ、常に利用者の立場に立ち、利用者の居宅を訪問の上、特定の居宅サービス事業所に偏ることのないようサービス計画を作成します。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
情報提供連絡調整	関係各市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 ※入院する必要がある場合には担当介護支援専門員の氏名及び連絡先をその病院又は診療所にお伝え下さい。

8. 居宅介護支援サービスなどの利用料

要介護認定の申請代行	サービス計画の立案	情報提供・連絡調整
無料	無料	無料

9. 通常の事業の実施地域

実施地域	宇部市、山陽小野田市（厚狭以東）
------	------------------

10. 苦情など申立先 *どのようなことでも申し出ください。迅速、適切、丁寧に対応いたします。

当事業所ご利用相談室	ご利用時間	毎週月曜日から金曜日（祝祭日、盆、年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時30分
	ご利用方法	電話（0836）45-1222 又は当事業所にて面接いたします。
	解決方法	苦情解決にあたっては、事業所で定められた苦情解決マニュアルにそって適正にすすめていきます。
	担当者	杉本 早苗
宇部市受付窓口	担当	宇部市役所 介護保険課 TEL 0836-34-8396
山陽小野田市受付窓口	担当	山陽小野田市 高齢福祉課 介護保険係 TEL 0836-82-1172
国民健康保険団体連合会の受付窓口	担当	介護保険課 苦情相談班 TEL 083-995-1010

11. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	万一事故の発生した場合には、速やかにご家族や関係市町村等にご連絡するとともに、必要な対応を講じます。
損害賠償	サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、その賠償の責を負うものといたします。ただし、事業者が故意過失がなかったことを証明した場合には、この限りではありません。

再 発 防 止	事業所で定めた事故発生管理マニュアルにより、原因の解明及び再発防止対策を必要に応じて講じます。
---------	---

12. 虐待防止に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) その他虐待防止のための必要な措置を講じます。

事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

13. 事業者名及び重要事項説明者

<p>居宅介護支援事業者 医療法人和同会 宇部西在宅総合支援センター 管理者 杉本 早苗 印</p>	<p>重要事項説明者 介護支援専門員 氏名..... 印.....</p>
--	---

14. 緊急時の連絡先

ご家族の連絡先 ①	<p>氏名..... TEL.....</p> <p>住所.....</p>
ご家族の連絡先 ②	<p>氏名..... TEL.....</p> <p>住所.....</p>